

佐野市障がい者活躍推進計画

令和2年3月策定
令和7年3月改訂

佐 野 市 長
佐 野 市 議 会 議 長
佐野市選挙管理委員会
佐野市代表監査委員
佐野市公平委員会
佐野市固定資産評価審査委員会委員長
佐野市農業委員会
佐野市教育委員会
佐野市消防長

佐野市障がい者活躍推進計画(以下「本計画」という。)は、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づく障害者活躍推進計画である。

なお、障がい者の活躍推進に向けた取組を全庁で推進するため、各任命権者が連携して策定するとともに、各取組の実施にあたっては、任命権者間で積極的に連携を図ることとする。

計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

なお、計画期間内においても、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

佐野市における障がい者雇用に関する課題

本市では、令和元年障害者任免状況通報において、通報対象職員である「常時勤務する職員」の解釈に相違があり、法定雇用率が未達成となった。このため、令和2年を計画期間とする障がい者の採用に関する計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行い、以降、現在に至るまで法定雇用率を達成している。

今後についても引き続き、障がい者の雇用機会の拡大を進めるとともに、採用した障がい者である職員の定着と活躍のために、体制や環境の整備及び人事管理に全庁を挙げて取り組んでいく必要がある。

目標

◆採用に関する目標◆

実雇用率が各年6月1日時点において法定雇用率以上

(参 考)令和6年6月1日時点の実雇用率:2.96%

(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理

◆定着に関する目標◆

不本意な離職者をできる限り生じさせない

(評価方法)毎年度末、人事記録を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。

取組内容

1. 障がい者の活躍を推進する体制整備

(1)組織面

○各任命権者において、以下の職員を障害者雇用推進者として選任する。

- ・行政経営部人事課長
- ・議会事務局議事課長
- ・選挙管理委員会参事または副参事
- ・監査委員事務局参事または副参事
- ・公平委員会参事または副参事
- ・固定資産評価審査委員会参事または副参事
- ・農業委員会事務局参事または副参事
- ・教育部教育総務課長
- ・消防本部総務課長

○障害者雇用推進者等を構成員とする「障がい者雇用推進チーム」を設置し、障がい者である常勤職員・非常勤職員等も含め広く参画を呼びかける。なお、「障がい者雇用推進チーム」では、本計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱い、年に1回以上開催する。

○障がい者が共に働くことのできる職場環境を全庁的に推進し、障がい者の雇用機会の創出と職場への定着を図るため、ワークサポートセンターを設置し、担当職員を配置する。

○障がい者や、職場で支援にあたる管理監督者等が相談できる窓口を人事課に設置し、職員に周知する。

(2)人材面

- 障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)には、厚生労働省が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
- 管理監督者や障がい者が配属されている所属職員等を中心に、年に1回以上障がいに関する理解促進・啓発を目的とした研修を実施する。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選定(既存業務の切出し等)及び創出(複数の作業の組み合わせによる新規業務の創出等)について検討を行う。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1)職務環境

- 障がい者からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。
- 新規に採用した障がい者については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

(2)募集・採用

- 特別支援学校の生徒等を対象とした職場実習を積極的に行う。
- 常勤職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する非常勤職員の募集を行うなど、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障がい者の積極的な採用に努める。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」等の条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(3)働き方

- 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- 非常勤職員については、短時間勤務から開始し、定期的に様子を見ながら勤務時間を延長する。

(4)その他人事管理

- 定期的な面談その他の適切な方法を通じて、状況把握・体調配慮を行う。

4. その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく
障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が
使用されている場合を除き、原則として平仮名で記載している。